

目黒区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案 の補足説明資料

1 経緯

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部が改正された。

この度の法改正は、災害弔慰金及び災害障害見舞金支給に関する事項を調査審議するための合議制の機関を設置することを区市町村の努力義務とすることをはじめ、災害援護資金貸付における償還金の支払猶予等に係る報告、償還免除の対象範囲の拡大等についての改正である。

これに伴い、区長の附属機関として「目黒区災害弔慰金等支給審査委員会」を設置するとともに、本区の災害援護資金に係る規定整備を行うため、目黒区災害弔慰金の支給等に関する条例等について一部を改正する必要性が生じたものである。

※ 改正された法律等

○災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という）…令和元年6月7日公布

○災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（以下「改正政令」という）…令和元年7月19日公布

2 法律等の主な改正内容（区条例に関係するもの）

(1) 改正法

- ①市区町村における合議制の機関（新設）第18条
- ②償還金の支払猶予等に係る報告等（新設）第16条
- ③災害援護資金の償還金の支払猶予（施行令から移行）第13条
- ④災害援護資金の償還免除（対象拡大）第14条

(2) 改正政令 施行令第12条

災害援護資金の償還金の支払猶予を行うことができる場合の、やむを得ない理由について定めたもの（施行令に残した）

(3) 施行時期 令和元年8月1日

3 条例等の改正内容

(1) 目黒区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正（案）の主な内容

①目黒区災害弔慰金等支給審査委員会の設置

ア 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、区長の附属機関として、目黒区災害弔慰金等支給審査委員会を置く

イ 委員は医師、弁護士、その他区長が必要と認める者5人以内で組織する

ウ 組織、運営に関し必要な事項は規則で定める

②災害援護資金の償還金の支払猶予、償還免除、報告等に係る法律の引用条項について規定整備を行う

(2) 目黒区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正（案）の主な内容

①目黒区災害弔慰金等支給審査委員会の必要な事項について定める

ア 設置期間 委員会は必要の都度、災害発生による支給について、審査を必要とする時点から同災害による支給の終了する日まで

イ 委員 医学に識見を有する者、法律学に識見を有する者、区の職員、その他区長が認める者 等

②災害援護資金の償還免除の申請時に添付する書類について追加する

借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

(3) 施行時期 公布の日から施行する

以 上